

三島市立南小学校 学校いじめ防止対策委員会設置要綱

三島市立南小学校

1 目的及び設置

いじめ防止対策推進法(平成25年9月28日施行、第22条)を受け、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を図るため、三島市立南小学校いじめ防止対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1)学校いじめ防止対策計画又はその変更の案の作成に関すること。
- (2)学校いじめ防止対策計画に定める措置の実施に関すること。
- (3)学校におけるいじめに関する通報の受付並びにいじめに関する事案の調査及び対処に関すること。
- (4)学校いじめ防止対策計画に定める措置の実施状況の評価に関すること。

3 組織

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(1)委員長は校長を、副委員長は教頭をもって充てる。

(2)委員は次に掲げる者をもって充てる。

ア いじめ防止対策主任(生徒指導主任)

イ 主幹教諭

ウ 学年主任

エ 養護教諭

オ 特別支援コーディネーター

カ その他 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、委員長が必要と認める者

4 委員長

(1)委員長は、会を主宰する。

(2)委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

5 会議

(1)委員会は、取組状況により委員長が必要と認めるとき、開催することができる。

(2)委員会の会議は、委員長が招集し、いじめ防止対策主任が議長となる。

(3)委員は、事故により出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

6 意見等の聴取

委員会において必要があると認めるときは、関係職員及び関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

7 庶務

委員会の庶務は、いじめ防止対策主任が処理する。

8 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

三島市立南小学校いじめ防止等の基本方針

令和7年4月1日改訂

I いじめに対する本校の基本的な考え方

いじめとは、「当該児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。いじめは、どの児童にもどの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続的にいじめ防止等に取り組むことが重要である。

本校では、校長のリーダーシップのもと、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに、再発防止に努めていくものである。

そこで、本校全教職員は、以下のいじめ問題についての基本的な認識をもつものとする。

- ・いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは大人には気付きにくく、判断しにくい形で行われる。
- ・いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめはその行為の様態により犯罪行為として取り扱う。
- ・いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等のための対策

本校では、以下のいじめ防止等の対策を行うものとする。

(1) いじめ問題に取り組むための組織

ア 「いじめ防止対策委員会」（「学校いじめ防止対策委員会設置要綱」参照）

(ア) いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、委員長(校長)、副委員長(教頭)、いじめ防止対策主任(生徒指導主任)、主幹教諭、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーターによる「いじめ防止対策委員会」を設置する。定例会を年度当初と学校評価結果の検討の際に行うほか、取組状況により、委員長が必要と認めるときに開催する。その際、委員長が必要と認める場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を含め開催する。

(1) 以下のことについて取り組む

- ・ いじめ防止対策の体制整備及び取組・進捗状況の確認・定期検証
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発、研修の実施
- ・ いじめの状況把握及び分析
- ・ いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- ・ いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- ・ いじめを行った児童に対する指導及び支援
- ・ いじめを行った児童の保護者に対する助言
- ・ 専門的な知識を有する関係者等との連携
- ・ 三島市教育委員会の判断によって、重大事態の調査等を行う。
- ・ その他いじめ防止に関わること
- ・ いじめに対応する取組体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。

イ 「生徒指導部会」

- ・ 校務分掌の生徒指導担当職員による指導部会の際に児童の情報交換を行い、「いじめ防止対策委員会」に伝えると共に、取り上げた方がよい事案がある場合は招集を求める。

ウ 「生徒指導情報交換」

- ・ 生徒指導研修会（5月と3月）の中で、全教職員で該当する児童について、現状や指導についての情報の交換及び対応についての話し合いを行う。
- ・ 毎回の学年部会、職員会議の中で、児童の情報交換を行う。
- ・ 特に年度当初、年度末は、気になる児童について、確実な引き継ぎを行う。

エ 「南小学校地域いじめ防止対策委員会」

- ・ いじめ防止に地域で取り組むため、学校やPTA会長、学校運営協議会委員等による「南小学校地域いじめ防止対策委員会」を設置する。委員会は必要に応じて、招集する。

(2) いじめの未然防止のための取組

ア 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進

(ア) 一人一人が活躍できる学習活動

- ・ すべての児童が授業に参加できる、活躍できる等「わかる授業」づくり
- ・ 規律正しい授業…チャイム着席、正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等

(イ) 「ひと・もの・こと」とつながる喜びを味わう特別活動

- ・ 地域の特色や伝統を生かした「レパートリー発表会」、「373フェスティバル」等の学校行事を通して、人や自然、社会との関わりを豊かにする。

- ・児童会行事等における異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実

イ いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める

(ア)学校経営目標に「心理的安全性のある集団」を掲げ、全校体制で取り組む。

(イ)学級開きに、いじめは絶対に許さないという姿勢を教師が示したり、学級便りなどで発信したりする。

(ウ)ふれあい週間

ふれあいアンケート実施後、担任と児童一人ひとりがじっくり話す機会を設ける。

(エ)人間関係づくり

人間関係づくりプログラムを実施したり、児童会活動としてよりよい人間関係づくりを推進したりする。

(オ)道徳授業の充実…体験活動と道徳の時間と関連付けた指導の充実を図る。

(カ)人権教育の着実な推進

・年間指導計画に基づいた情報モラル教育を全校体制で実施する。特にSNSの問題については重点的に行う。

・教師自らが不適切な認識や言動、差別的な態度や言動に気を付ける。

(キ) いじめについての理解

文科省がHPに掲載している動画などのコンテンツを活用することで、児童がいじめについての理解を深められるようにする。

(3) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

ア いじめの早期発見に努める

(ア) 全教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、小さな

変化を見逃さない感覚を身に付ける。「児童がいるところには、教職員がいる。」ことを心掛ける。

- (1) 定期的に実施する学年部会や生徒指導部会、職員会議で気になる児童の情報を共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。また、欠席したり遅刻や早退が多かつたりする児童に対し、教職員の初期対応について共通理解を図る。
- (ウ) 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談やスクールカウンセラーとの面談で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- (I) 年に3回タブレット端末による「心のアンケート」を実施する。また、年3回の「ふれあいアンケート(紙面)」では、ふれあい週間を利用し、児童1人ひとりとじっくり話すことにより、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- (オ) 年度当初に、各学級で「心の相談フォーム(みしまGIGAポータルサイト内の相談窓口)」を紹介し、悩み事があるときにはいつでも相談できる機関があることを児童に伝える。
- (カ) 実践的な態度を養う道徳教育の改善を推し進める。

イ いじめの防止と早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる

- (ア) いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- (イ) 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の心身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

(ウ) 傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。

(イ) 学校内だけでなく、関係機関等と協力をして解決にあたる。

(オ) いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、支援を行っていく。

(カ) いじめの取り組み記録の保管や引き継ぎを確実に行う。

(キ) いじめの事実確認や指導等を行うとともに、その結果を三島市教育委員会に月1回報告する。

ウ 家庭や地域、関係機関と連携した取組

(ア) いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。学校内だけで問題解決をすることはしない。

(イ) 「生徒指導部会」で、成長過程等における側面から情報共有を図る。

(ウ) 状況によっては、外部機関のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

3 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じたとき（自殺を企画、身体に重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性の疾患の発症等）や、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされているとき、児童や保護者からいじめられて重大事故に至ったという申立てがあったときは、三島市教育委員会の指導・助言のもと、次の対処を行う。

(イ) 重大事態調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟への対応を目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることであるから、重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策

の提言等の視点が重要である。

(2) 重大事態が発生した旨を、三島市教育委員会に速やかに報告する。なお、学校は教育委員会からの判断を待つことなく、早期にいじめに対応する。

(3) 三島市教育委員会から調査主体と調査組織の判断を受ける。

- ・学校が主体となる場合は、「いじめ防止対策委員会」が調査にあたる。ただし、必要に応じて、特別の利害関係を有しない第三者等（スクールソーシャルワーカーやスクールサポーターといった専門家）が組織に加わり、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- ・学校主体の調査では十分な結果を得られない場合や、学校教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、三島市教育委員会の付属機関「三島市いじめ問題対策委員会」が調査にあたる。「いじめ防止対策委員会」は、その調査に協力する。

(4) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。

(4) いじめを受けた児童・その保護者と関係児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供及び説明等を行う。

- ・調査より明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)する。
- ・関係者の個人情報に十分配慮する。

- ・調査に先立ち、得られたアンケート結果は、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを調査対象の在校生や保護者に説明する。

(5) 調査結果を三島市教育委員会に報告する。なお、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

4 その他

(1) いじめ防止基本方針の取組評価

三島市学校自己評価「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」や本校学校評価の機会を使って、アンケートを実施し、その結果を踏まえて、いじめ防止等対策の取組が適切に行われたかを検証する。

(2) 基本方針策定に当たっては、保護者や地域の方々に意見を求めたり、児童の意見を取り入れたりする。また、本校全教職員が意識や理解を共有する機会とする。

(3) いじめ対応の流れ（別添）

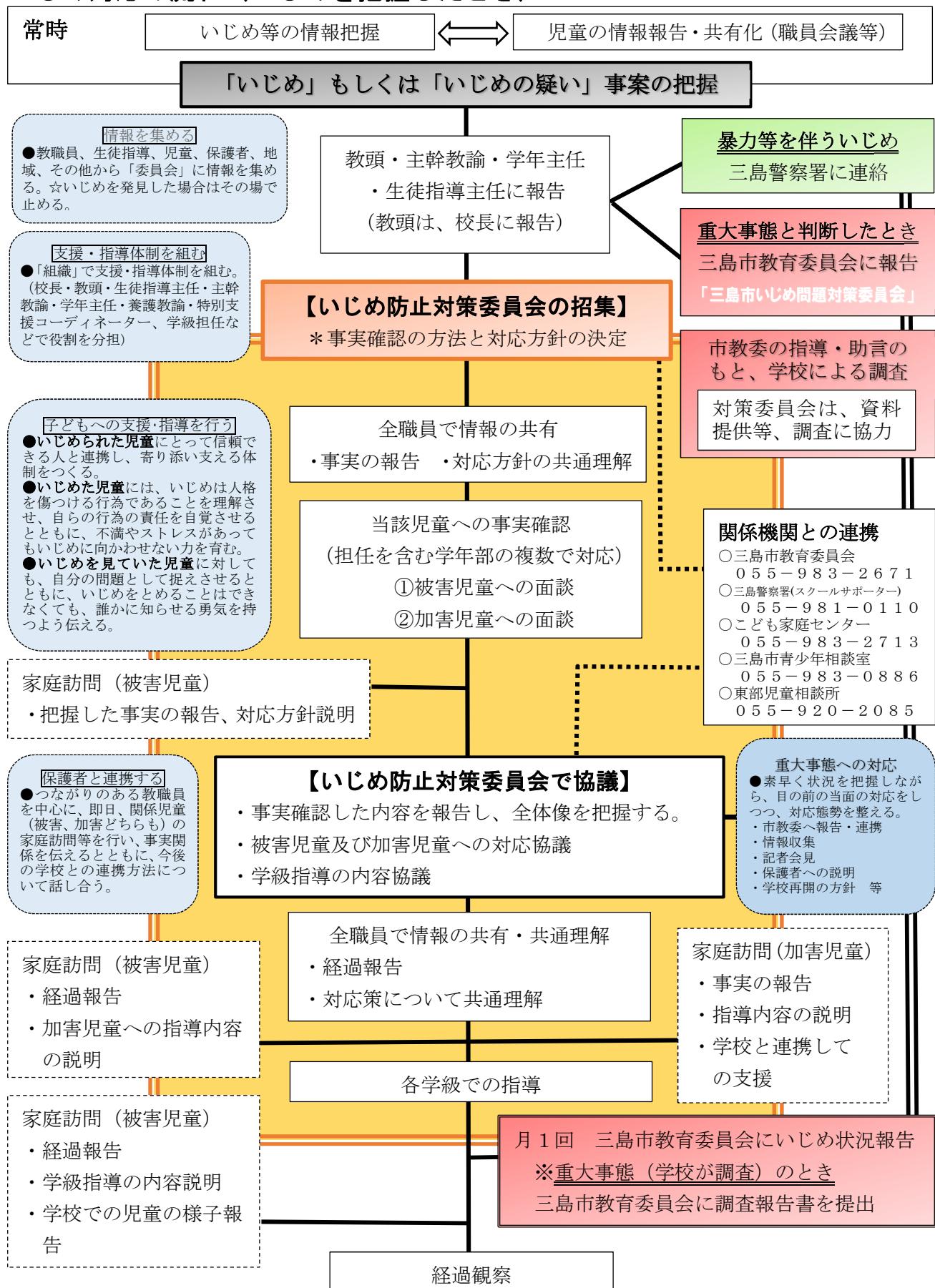
重大事態に係る調査審議等を行うため、必要がある場合には、三島市いじめ問題対策委員会に、部会を置くことができる。

(4) いじめ防止対策の年間計画・関係機関と相談窓口（別添）

令和7年度 いじめ防止対策の年間計画

月	担当	取組内容
4	いじめ防止対策委員会 全職員 生徒指導主任 担任 担任 生徒指導部会 担任	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策基本方針の検討 ・職員会議にて問題行動・不登校・いじめ等への対応についての確認 ・関係機関担当者の把握 ・家庭れんらく票にて児童の生活環境等を把握 ・学級開きで「いじめを許さない」姿勢を示す ・各学年の生活の様子について情報共有 ・心のアンケートの実施、対応
	全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研修(生徒指導面・健康面についての情報共有)
	担任 いじめ防止対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいアンケートの実施、児童一人ひとりと面談 ・4~6月までの各学年の生活の様子についての情報共有と今後の取組についての協議
	生徒指導部会	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の生活の様子について情報共有
	担任	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者面談
8	生徒指導部会	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の生活の様子について情報共有
9	担任	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケートの実施、対応
10	生徒指導部会	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の生活の様子について情報共有
11	いじめ防止対策委員会 担任 生徒指導部会	<ul style="list-style-type: none"> ・7~11月までの各学年の生活の様子についての情報共有と今後の取組についての協議 ・ふれあいアンケートの実施、児童一人ひとりと面談 ・各学年の生活の様子について情報共有
	担任	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談
	生徒指導部会	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の生活の様子について情報共有
12	主幹教諭 生徒指導部会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価 ・各学年の生活の様子について情報共有
2	いじめ防止対策委員会 担任	<ul style="list-style-type: none"> ・12~2月までの各学年の生活の様子についての情報共有、今年度の取組の反省と次年度に向けての検討 ・ふれあいアンケートの実施、気になる項目や記述のある児童との面談
	全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度への引き継ぎ
定期的な取組		<ul style="list-style-type: none"> ・常設の教育相談 ・道徳教育の充実 ・学校生活向上のための話し合い(学級活動等) ・生徒指導部会での情報交換 ・職員会議での情報交換 ・月例報告(問題行動・不登校・いじめ)

いじめ対応の流れ（いじめを把握したとき）



*関係児童への面談の記録を残す(担任)

*いじめ防止対策委員会の協議内容、事案への対応の記録を残す(生徒指導主任)

学校・家庭・地域等での悩み

子ども・保護者の教育相談窓口等

【関係機関】

三島市教育委員会	055-983-2671
----------	--------------

【三島市立小中学校】

東 小 : 975-0110	佐野小 : 993-3310	錦田中 : 975-1093
西 小 : 975-0416	中郷小 : 977-1052	南 中 : 975-0980
南 小 : 975-0225	沢地小 : 986-9433	北 中 : 986-0684
北 小 : 986-0512	向山小 : 971-0707	中郷中 : 977-1144
錦田小 : 975-0042	北上小 : 987-4646	北上中 : 986-8766
徳倉小 : 986-0180	山田小 : 973-0131	中郷西中 : 977-4707
坂 小 : 971-1231	長伏小 : 977-2424	山田中 : 981-2474

【相談窓口】

24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	いじめやその他のSOSに関する相談	0120-0-78310
子どもの人権110番 (法務省)	いじめ、体罰、不登校、虐待といった子どもをめぐる人権問題に関する相談	0120-007-110
三島市いじめ電話相談 (三島市小・中学校)	いじめ等の悩みに関する相談	055-976-0110
こども家庭センター	児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談	055-983-2713
三島市青少年相談室 (ふれあい教室)	主に小中学生の不登校など青少年問題に関する相談	055-983-0886
三島警察署 (スクールサポーター)	非行、不良行為、犯罪等の被害その他少年の健全育成に関する相談	055-981-0110
東部児童相談所	児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談	055-920-2085
ハロー電話 「ともしび」	子どもや保護者の悩み相談	055-931-8686
子ども・家庭110番	子育ての悩みに関する相談	055-924-4152
こころの電話 (東部健康福祉センター)	精神保健に関する複雑困難な事例に対する相談指導、思春期保健に関する相談指導等	055-922-5562
心の相談フォーム	みしまGIGAポータルサイト内相談窓口 (悩み事全般)	1人1台端末より投稿可能
三島市発達支援課	子どもの発達相談支援及び助言	055-975-1588
三島市健康づくり課	自傷行為等、命に関わることに関する相談	055-973-3700

【ホームページ・メール相談等】

「いじめ・暴力」相談メールコーナー

https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=84&accessFrom=offerList



三島市青少年相談室 相談窓口 (Web版)

<https://logoform.jp/form/pqff/72754>

